

令和6年 能登半島地震災害救援募金の延長 みなさまのご協力をお願いいたします

令和6年1月1日に発生した能登半島を震源とする地震により大きな被害がでています。また、9月には奥能登地域において豪雨による災害が発生しています。神戸市社会福祉協議会では、同年1月から実施してきた「令和6年 能登半島地震災害救援募金」の募集期間を令和7年11月28日まで延長いたします。寄せられた募金は日本赤十字社が実施する「令和6年 能登半島地震災害義援金」へ寄付し、被災者の支援に活用されます。みなさまの温かいご協力をお願いいたします。



○寄付の方法 下記のいずれかの方法でお受けします。

(1) 以下のいずれかに該当するお手続きの場合、振込手数料が無料になります。

○みなと銀行本店・支店・出張所の窓口でのお振込み

○みなとダイレクトバンキングでのお振込

※1 ATMからのお振込みには手数料が必要です。ご注意ください。

※2 硬貨での振込については、規定枚数以上は、硬貨入金整理手数料が別途必要になります。
硬貨入金整理手数料については、ご負担をお願いします。

※3 ATMについては、令和6年12月30日18時(店外ATMは16時)より、
令和7年1月4日9時まで休止になります。

みなとダイレクトバンキングについては、令和6年12月30日15時より、令和7年1月6日6時まで休止になります。ご注意ください。

受付期間：令和6年1月10日（水）～令和7年11月28日（金）まで

振込先：みなと銀行 神戸駅前支店

口座番号：普通口座 1637003

口座名義：神戸市社協 災害救援募金A

(2) 神戸市役所1号館1階インフォメーション前・各区社会福祉協議会(各区役所内)窓口・
こうべ市民福祉交流センター・神戸市立総合福祉センター・こべっこランド・さんちかインフォメーション に
設置した募金箱への寄付

※寄付に関して領収書が必要となる場合は、振込によりお手続きいただき、チラシの裏面
「災害救援募金寄付申込書」に所定事項をご記入のうえ、FAXで本会までお送りください。
(右の2次元コードから入力・送信いただくことも可能です。)



○その他

- ・当募金への個人または法人からのご寄付については寄付金控除の対象となります。(所得税法第78条第2項第3号該当、法人税法第37条第4項該当)領収書が必要な方は、必ず銀行振込にてご寄付をお願いします。また、必ず裏面の「災害救援募金寄付申込書」を本会までお送りください。
- ・当募金の実施に関して生じる事務費(振込手数料等)は寄付金から支出させていただきますので予めご了承ください。

【お問い合わせ先】神戸市社会福祉協議会 地域支援部

TEL：078-271-5317 FAX：078-271-5366 E-mail：thankyou@with-kobe.or.jp



FAXの際は、表・裏にご注意ください。FAX：078-271-5366

領収書が必要な方は、必ずご記入の上ご送付ください。

神戸市社会福祉協議会

災害救援募金寄付申込書

令和 年 月 日

神戸市社会福祉協議会理事長 あて

下記のとおり寄付を申し込みます。

募金名称 令和6年 能登半島地震災害救援募金 として

氏名	団体	代表者
	個人	
住所	〒 電話番号	
寄付内容	振込額 ￥ 振込日 月 日	
掲載可否	※寄付者様のご芳名等を本会ホームページに掲載いたします。ご芳名の掲載可否を確認させていただきます。否の場合は匿名で掲載いたします。 (可・否)	
備考	※本申込書に記載された個人情報については、寄付の適正な処理並びに寄付者様へのご連絡に必要な範囲内で利用いたします。 ※寄付金額が本会規定額を超える場合は、感謝状を贈呈させていただきます。 ※募金箱へ募金された場合は、領収書は発行できません。	

※郵送される場合は必ず控えとしてコピーをお願いします。

郵送先 〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階
神戸市社会福祉協議会 地域支援部 宛